

令和7年度

甘楽町立福島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する本校の基本認識といじめ防止の基本姿勢

「いじめ防止対策推進法」では、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるに留めず、その生命に重大な危険性を生じさせる恐れがある。

本校では、全ての職員が、上記のいじめに関する定義を十分認識し、児童が「安心して楽しく学べる学校」にするため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

本校のいじめ防止の基本姿勢としては、次のような事項が挙げられる。

- ①いじめをしない・させない・許さない環境作りを計画的・組織的に取り組む。
- ②いじめ防止の基盤作りとして、児童一人一人の自己存在感を高める。
- ③対話的な道徳の授業を核として道徳教育の充実を通して、発達段階に応じた道徳性を養う。
- ④人権感覚を高めるため、挨拶・授業時の発言・聞き方など常時指導の中で、お互いを認め合えるよりよい人間関係の構築を目指す。
- ⑤いじめの未然防止の一環として、福島小学校における各種取り組みを通信・懇談会・総会等の場で紹介し、保護者・地域の協力を得る。
- ⑥いじめの早期発見のために、なかよしアンケートや個人面談等を定期的に実施する。
- ⑥いじめが発生した場合には、事実確認を迅速に行い、スクールカウンセラー等専門的なスタッフを交えながらチーム学校の考え方のもと、組織として早期解決に当たる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

本校では、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進していく。児童一人一人が自己有用感を高めるため、さまざまな活動を通して各自に達成感・充足感を味わえる機会を可能な限り設定していく。また、自己有用感の高まりにより自尊の念が生まれ、他者に対して尊敬の念が持てるようにしていく。そのために、道徳教育の充実が必須になってくる。対話的な道徳の時間に学んだ道徳的心情や道徳的判断力等を実践に結び付けることで、いじめのない環境が作られると考える。

(1) いじめをしない・させない・許さない環境作りにチーム福島として取り組む。

①あいさつ運動

人間関係の基本である「あいさつ」を元気よく大きな声でしあうことを通して、学校の雰囲気明るく活気あるものにするために、児童会本部が中心になって活動を展開する。

②たてわり班遊び及び縦割り班清掃

高学年が中心になって、異学年間で遊ぶ機会を年間6回ほど設定し、業間活動及び毎日の縦割り班清掃を行うことで、高学年には責任と自覚を、中低学年にはよりよい手本を学ぶ機会・児童間の親睦・学年を超えた交友関係を結べるようにする。

③高学年における教科担当制

高学年を中心に実施する教科担当制の中で、複数の教師の目で多角的に児童の様子を捉え、情報を共有することでいじめの未然防止・早期発見に努める。

(2) いじめ防止の基盤作りとして、児童一人一人の自己有用感を高める。

本校の学校教育目標である「考える子(知:夢・志・根気・習得・活用) やさしい子(徳:思いやり・礼儀・規範意識・協力) 元気な子(体:健康・安全・体力・意欲)」のもと児童の育成を目指すとともに、いじめ防止の基盤作りとして、学校教育活動の様々な場面で以下の内容を行う。

①児童一人一人に活躍できる場を作る。

教科における「自分の考えを伝える力」を育む場面を大切にするとともに、特別活動や学校行事等、あらゆる教育場面で、児童一人一人が生き生きと活躍できるような場面を意識して設定する。

②人権旬間

11月に実施する人権旬間(2週間)の中で、命を育む人権講話・読み聞かせ・作文・標語等に取り組むことを通して、児童一人一人の「命を大切にする気持ち」や人権感覚を高めるとともに、思いやりの気持ちを形にしていく実践力を育成する。

(3) 主体的対話的な道徳の授業の充実を通して、児童の発達段階に応じた道徳性を養う。

主体的対話的な道徳の授業の充実を通して、規範意識や集団の在り方(認め合うことができる学級風土)等に関しての学習を深めることで、児童の一人一人に道徳的实践力が身に付いてくるようにする。また、学校行事や集会活動など、体験的な活動との関連を図り、道徳の時間で養った道徳的实践力を生活の場で生かすようにする。

(4) 人権感覚を高めるため、挨拶や言葉遣い等、お互いが気持ち良くなる人間関係の構築を目指す。

職員は丁寧な挨拶や個としての児童を大切に言葉遣いで接する(児童の規範となる言動を行う)ことで児童間でも同様にお互いを大切にしたいよりよい人間関係を結べるようにしていく。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のため、各種方策を関連させて活用する。

いじめは、職員の目の行き届かないところで発生しやすいので、学校が組織として早期発見に努めるとともに、家庭や地域とも連携して実態把握を行う。

①児童の声に耳を傾ける。

毎月「なかよしアンケート」を実施し、それをもとに個人面談を行う。

②児童の行動を注意深く観察する。

授業中だけでなく、休み時間や放課後の児童の様子をじっくり観察し、気になった場合は、その場で声をかけたり聞き取りをしたりして、学級担任に報告する。また、ノートや日誌などの記述から児童の不安や悩みを把握する。

③保護者並びに地域・関連機関との連携。

保護者との連絡を密に取るため、連絡帳や電話、家庭訪問等を通して、相互に情報交換を親密に行う。とりわけ、児童が欠席した場合の理由について、保護者との連絡を密に行う（児童本人・保護者の現状・思いを適切に把握共有する）。また、必要に応じて、適応指導教室・スクールカウンセラー・医療機関・学童保育所や民生児童委員等と連携して、課題解決を図る。

（２）いじめが起きた場合には、チーム学校の考え方のもと組織として早期解決に当たる。

いじめ問題が発生した場合には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得するような解消を目指す。

- ①いじめが発生した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、直ぐに管理職並びに生徒指導主任に報告し、全職員で対応を協議して、速やかに問題解決に当たる。
- ②事実関係を正確に把握できるように情報収集を緻密に行うとともに、職員間で情報に関する基本認識を共有・共通理解しチーム福島として、いじめの解消解決にあたる。
- ③いじめられている児童の心身の安全を最優先にして、いじめている児童に対しては保護者の理解協力を得ながら適切な指導を行うとともに、いじめを傍観していた児童にも指導を行う。
- ④犯罪行為として取り扱われるようないじめに関しては、教育委員会並びに警察署等に相談して協力を求め、問題解決に当たる。
- ⑤いじめが解決した後も児童のサポートを保護者と連携して行うとともに、必要な場合はスクールカウンセラーに対応してもらう。

4 いじめ問題に関する組織

（１）校内組織

①「生徒指導に関する情報交換」

毎月の職員会議や生徒指導委員会で、毎回十分な時間を取り、各学級の児童の様子に関する情報交換を行う。気になる児童に関しては、現状や指導の経過、今後の指導の在り方等に関して、全職員で共有・共通理解を図りながら方向性を出していく。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に直接的に対応するために、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、心の教育相談員による「いじめ防止対策委員会」を設置する。当委員会は、必要に応じて開催される。

（２）各種団体との連携

緊急を要する問題が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」のメンバーの他に、PTA会長、福島駐在、民生児童委員代表、校区内区長代表を加えて組織される。

5 重大事態への対処

重大事態の定義並びに重大事態への対処及び同様な事態の発生を防止を図る。

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合）
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した場合（年間30日を目安にするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③いじめの被害児童または保護者が、精神的被害の重大を申し立てている場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに甘楽町教育委員会に報告する。
- ②教育委員会との協議の上、当該事案に対処するための組織を設置する。
- ③上記の組織を中心にして、事実関係を明確にするために調査を行い、さらに関係諸機関との連携を図る。
- ④調査結果に関しては、いじめられた児童及び保護者に対し、事実関係等の必要な情報を他の児童のプライバシーを配慮して適切に提供する。